

福祉車両利用に関する誓約書

永平寺町社会福祉協議会福祉車両貸出要綱に基づき、次の事項を確認の上、福祉車両を借受けます。

- 1 福祉車両を目的外に使用しません
- 2 福祉車両を第三者へ転貸しません
- 3 道路交通法等の関係法令を遵守します
- 4 福祉車両借用申請書に記載された運転者以外の者は運転しません
- 5 貸与期間中に事故等が発生した場合は、速やかに警察署に届ける等の適切な処置を行うとともに、本会に報告し指示を受け対処いたします

令和 年 月 日

(福) 永平寺町社会福祉協議会 会長様

申請者 住所

署名